

象牙の販売・買取について

本部の方針として、特別国際種事業者番号を保有の有無に関わらず、象牙の買取・販売を禁止させて頂いております。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、象牙製品の小売業を行う事業者は、経済産業局に特別国際種事業届出書の提出が必要です。

これは、象牙の形をしているものに限らず、根付やハンコ、宝船や七福神のような工芸品であっても必ず必要となります。届出は、販売を行う施設毎に行う必要があります。届出書の提出をしないで象牙製品の販売をすることは違法です。

環境省 特別国際種事業について

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/yuzuri/3061.html>

酒類の販売・買取について

本部の方針として、酒類免許をお持ちでない加盟店オーナー様のお酒の買取・販売を禁止させて頂いております。酒類の販売業をしようとする者は、販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許を受ける必要がありますが（酒税法第9条）、酒類の販売業とは、酒類を継続的に販売するをいい、営利を目的とするかどうか又は特定の若しくは不特定の者に販売するかどうかを問わないこととなっています。インターネットオークションのような形態であっても、継続して酒類を出品し、販売を行う場合などには酒類の販売業に該当し、酒類販売業免許が必要となります。

※ 詳細は行政書士保坂一成事務所（045-534-8199）または、SVまでお問い合わせください。

独自広告申請について

印刷物（看板、チラシ等）や WEB 広告（オリジナルホームページ、SNS、グーグルマイビジネス等）はすべて独自広告に該当します。未申請で行っている場合、独自広告違反となります。

おたからや Navi から、独自広告申請に関する資料をダウンロードできます。必ずご一読ください。
内容を理解した上でご申請ください。